

海の家営業に関するルール

このルールは、鎌倉市海浜組合連合会規約第3条及び海の家の海岸利用に関するガイドライン平成26年度（神奈川県）の規定に基づき、鎌倉市海水浴場における海浜事業者が遵守すべき事項について、鎌倉市海浜組合連合会と鎌倉市が協議のうえ定める。

1 営業時間について

海の家の営業時間は、日の出から午後10時までとする。なお、午後10時までに、飲食等の一切の営業行為を終え、閉店作業に従事する最小限の従業員以外は店内に人がいない状態にすること。

2 「クラブ化」の形態による営業について

(1) 「クラブ化禁止」の徹底

「クラブ化」の形態による営業は行わないこと。

(2) 「クラブ化」の定義

「クラブ化」の形態による営業とは、公共用財産たる国有海浜地の用途目的や、地域のにぎわいの創出・観光振興等の目的を妨げる次のいずれかの形態による営業をいう。

ア ダンスステージ、ダンススペース等（椅子・テーブル等を一時的に撤去してダンスステージ等を設ける場合を含む。）を設けて客にダンスをさせる営業形態（ただし、地域の住民や団体が協力・参加するフラダンス・キッズダンス発表会の催しなど地域振興に合致するものについては、関係法令に抵触しない範囲において行うことを妨げるものではない。）

イ 地域の住民の平穏な生活環境を乱したり、一般利用者等が安心して海水浴場を利用できないような威圧感や警戒感を抱かせるような営業形態

(ア) 人声又は楽器、音響機器等の音を異常に大きく発し、利用者がダンスに興ずることを容認するようなイベントの開催

(イ) 海の家の屋内から屋外に向けてダンスミュージック等の音楽を流し、屋内外の利用者の参加を促すダンスイベント及びこれに類似するイベントの開催

(3) 「クラブ化禁止」徹底のための対策

ア 海の家フロアには椅子・テーブル等を常時設け、ダンスができるようなスペースやDJブースなどのダンスミュージックを流すための音響設備を設けないこと。

イ 連合会役員は、「クラブ化禁止」を徹底するため、各組合員から海を家の店内配置図（椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの）等の書類の提出を求め、営業期間中、ダンスイベントのため配置を変更していかどうか等について、定期的にパトロール等による確認を行うこと。

ウ クラブ化の形態による営業を行うような広告をし、チケットの販売を行わないこと。

3 イベント実施について

(1) イベントの定義

イベントとは、海の家において、有料・無料の別、実施時間及び入場制限の有無を問わず、集客を目的として行う、会合、パーティー、トークショー、コンテスト、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいう。

また、音楽イベントとは、イベントのうち、音楽の種類を問わず楽器や音響機器を使用して行う、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいい、飲食提供に附帯して行われるものを含む。

(2) イベント実施にあたっての対策

ア イベントは、海を家の屋内のみで実施し、機器運搬時やイベント実施時にトラブルが発生しないよう会員が責任をもって管理すること。

イ 海水浴場利用者の更衣休憩等の利用及び近隣の生活環境を妨げないように、運営上必要最小限の時間及び実施回数とすること。

(3) イベント審査会における事前審査

イベントを予定している海の家は、別に定める様式により、イベントの実施内容（実施日時、イベントの種類、参加予定人数、使用機材、その他必要な事項）を示した書類を、イベント実施の40日前までに、連合会役員に提出しなければならない。また、連合会役員、自治会・町内会、その他必要な者で組織す

る「イベント審査会」での事前審査を受け、このルールに適合し、かつ「鎌倉の海岸にふさわしいイベント」として承認を得なければ開催することはできない。

(4) 音楽イベントを予定している海の家に対する県の事前指導

連合会役員は、音楽イベントを実施する予定のある会員から、騒音対策や風紀上の対策などが記載された音楽イベント実施計画書及び海を家の店内配置図（椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの）等の書類の提出を求め、このルールに適合しているかを確認し、書類をとりまとめたうえで平成26年5月30日までに県へ提出すること。連合会役員は、実施計画が自主ルールに適合しないと認められる場合は、会員に是正を求めること。

また、1件ごとのイベントの実施内容（実施日時、イベントの種類、参加予定人数、使用機材、その他必要な事項）についても、上記計画と同様に平成26年5月30日までに県へ提出し、やむを得ず平成26年5月31日以後となる場合には、遅くともイベント実施予定日の1箇月前までに、県へその内容を提出すること。

(5) 出力の総和が30Wを超える増幅器（アンプ）を使用して、イベントを開催する組合員は、出店する海の家にPAブースを設けなければならない。またイベント開催時間中はPAエンジニアを常駐させ、常に音の管理を行うこと。

(6) イベントの終了時刻は午後8時とする。

(7) 連合会役員は、「イベント審査会」にて承認を受けたイベントが承認条件どおりに開催された場合であっても、開催日の天候、風向などにより近隣住民の生活環境に著しく影響を及ぼすと判断されたときや関係機関から改善の要請がなされた場合には、直接営業音の音量の制限又は当該イベントを中止させることができる。

(8) 会員は、連合会役員からイベントについて改善の要請を受けた場合には、ただちにこれに従うこと。

(9) 連合会役員は、当該イベントに起因して発生した事故や問題、または前項の規定により営業音の音量を制限することや当該イベント等を中止することによって生じた一切の損害について責任を負わない。

(10) 組合の主催事業や他団体との共催事業等のイベントは、関係機関と協議を行い、承認を得た上、開催すること。

(11)

4 騒音対策について

- (1) 海の家営業活動に伴って発生させる音については、いかなる場合も監視業務放送や近隣住民の生活に支障を来たさないよう注意すること。
- (2) 音量の基準は、営業音を発生させる海の家に近接する国道134号線沿道において80デシベル以下とし、連合会役員において音量計測が可能な機器を備えるとともに、定期的に音量計測を実施し、静粛な周辺環境の維持に配慮すること。
- (3) 午後8時30分から午後10時までは「波音タイム」とし、海を家の利用者が波の音を楽しむことができるよう、店内のBGM等を流さないか、海を家の営業音を波の音が聞こえる程度まで音量を下げること。

5 暴力団及び反社会的勢力排除の徹底について

海を家の利用を希望する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及び関係者、その他反社会的勢力とあらかじめ判明している場合には、利用を拒否すること。

6 風紀向上の対策について

- (1) 刺青・タトゥー等について

海を家の従業員は、海水浴場の利用者に対し威圧感や警戒心を抱かせるような刺青・タトゥー等の露出を控えること。海を家の利用を希望する者が刺青・タトゥーを露出したままの場合は、衣服の着用等で覆い隠すよう依頼し、依頼を拒否された場合は利用を拒否すること。

- (2) 未成年者への酒類・タバコ販売の防止

酒類・タバコを販売する際に、購入者が未成年であると思料するときは、身分証明証等により年齢を確認したうえで販売すること。

- (3) 泥酔客等への酒類の提供について

節度ある酒類の提供に努めるとともに、泥酔客への酒類の提供は行わないこと。

- (4) 客引きについて

強引な客引きは行わないこと。

- (5) 青少年の健全育成について

青少年の健全な育成に悪影響を及ぼさない営業に努めること。

7 水上オートバイの保管等について

海の家で水上オートバイの保管を行わないこと。また水上オートバイをレンタルする営業を行わないこと。

8 ゴミの処理及び清掃、衛生管理について

- (1) 海を家の営業に伴い発生するゴミについては、ゴミ収集事業者と契約を締結し、適切な処理を行うこと。
- (2) 台風等の荒天時に大量のゴミや廃棄物が出た場合は、放置することなく、迅速にゴミ収集業者に処理を依頼すること。
- (3) ビーチクリーンへ積極的に参加し、海水浴場の美化に努めること。
- (4) 雑排水を発生する海の家は、雑排水を浄化するために、一辺の長さ180 c m、深さ90 c m以上の溜め枡を設置すること。
- (5) 溜め枡にはふたや囲いを設置し、周辺環境に配慮すること。
- (6) 溜め枡の設置状況について、関係機関の検査等があった場合には、積極的に協力すること。

9 災害・荒天時の対応について

地震等の災害発生に備え、「鎌倉市海水浴場避難誘導マニュアル」を各海の家に配置し、従業員への避難誘導手順の周知徹底を図るとともに、避難経路マップを各海の家において利用者の目につきやすい場所に掲示すること。

10 責任の所在、要望・苦情への対応について

海を家の営業に関して、海水浴場の利用者や地元住民等から要望・苦情が発生した場合には、会員はすみやかに連合会役員に報告し、誠意をもって苦情者に対応するとともに、その顛末を連合会役員に報告すること。

11 占用許可区域以外の土地の利用について

海を家の運営に係るパラソル・サマーベッド等のレンタル用品は、利用客が求めてから外に出すようにし、また、椅子・テーブル、看板、ロープその他の工作物を海を家の占用許可区域以外の土地に設置することにより、一般の利用を妨げることのないよう徹底すること。

1 2 原状回復の徹底について

海の家は許可を受けた占有期間を過ぎて占有することは認められないので、占有期間内に建築物、工作物、備品、釘、廃棄物その他一切の物を全面撤去し、原状回復を徹底すること。

1 3 海の家の建築・撤去時の注意について

- (1) 海の家の建築・撤去工事中は、海岸利用者や近隣の住民に危害を与えることのないよう、安全な車両進入路の確保、歩行者誘導、仮囲いや注意看板の設置等の対応を適切に行うこと。

また、海の家の建設・撤去の際の工事に伴う騒音については、近隣の住民への説明や周知を図るとともに、低騒音型の機械を使用するなど配慮すること。

- (2) 撤去工事の際は、砂浜にブルーシート等を敷く等の釘を落とさない工夫を図るよう解体工事を請負う業者に指導し、建築物、工作物、備品、釘、ゴミその他一切の物を全面撤去するとともに、磁石やビーチクリーナーを用い釘等の残留物がないかを厳重に確認し、現状回復を徹底すること。
- (3) 会員は、出店申請時の書類に解体工事を請け負う業者を明示すること。
- (4) 前項の業者を変更する場合は、海水浴場閉鎖期日の10日前までに連合会役員に書面で届け出ること。

1 4 関係法令の遵守について

占有許可、営業許可のほか、消防法、神奈川県屋外広告物条例、鎌倉市海岸の環境保全に関する条例（海岸への車両進入禁止）などの関係法令を遵守するよう徹底すること。

付 則

このルールは、平成26年2月17日から施行する。